

東広島市障害者の意思疎通手段の確保等に関する条例に規定する  
施策を推進するための方針

令和元年12月20日策定

東広島市障害者の意思疎通手段の確保等に関する条例（平成31年条例第2号。以下「条例」という。）第7条に規定する推進方針を次のとおり定めます。

1 意思疎通手段の確保等のための環境の整備に関する事項（条例第7条第2項第1号）

（1）施策の基本的な方向

障害者は、その障害によってコミュニケーションをとることが難しいために、情報不足や相互理解が不十分であることにより誤解や偏見があり、日常生活に支障が出ています。すべての障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、各障害種別に対応したコミュニケーション環境の整備を行います。

（2）推進施策

- ①【視覚】視覚障害者生活訓練事業の実施
- ②【視覚】声の広報・点字広報
- ③【視覚】点字図書・録音図書の貸出
- ④【聴覚】遠隔手話通訳の実施
- ⑤【聴覚】難聴児補聴器購入費助成
- ⑥【聴覚】聴覚障害者生活訓練事業の実施
- ⑦【聴覚】手話通訳者・要約筆記者の派遣
- ⑧【聴覚】【盲ろう】市主催の行事等に必要に応じた手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳者の配置
- ⑨【聴覚】【盲ろう】市議会本会議等に必要に応じた手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳者の配置
- ⑩【聴覚】聴覚障害者等インフォメーションサービスの実施
- ⑪【聴覚】補装具(補聴器)の支給
- ⑫【視覚】【盲ろう】同行援護など各種障害福祉サービスの実施
- ⑬【視覚】【聴覚】【音声・言語】日常生活用具(情報・意思疎通支援用具)の給付
- ⑭【聴覚】【音声・言語】Net119緊急通報システムの整備
- ⑮【聴覚】【音声・言語】【知的等】窓口等でのコミュニケーションボードの活用
- ⑯【全障害者】ICT等を活用した障害者支援機器の周知
- ⑰【全障害者】条例施策推進事業（検証及び調査）

2 意思疎通を図ることに支障がある障害者に対する意思疎通の支援または補助を行う者（以下「支援者」という。）の確保及び養成に関する事項（条例第7条第2項第2号）

（1）施策の基本的な方向

コミュニケーション支援者が、障害者がコミュニケーションを行う際の配慮や、直接の支援を行うことで、環境整備と合わせて、いつでもどこでも自由にコミュニケーションできる社会を目指すため、人材育成を行います。

(2) 推進施策

- ①【視覚】朗読・点訳奉仕員の養成
- ②【聴覚】ろうあ者専門相談員の増員
- ③【聴覚】手話奉仕員・要約筆記奉仕員の養成
- ④【聴覚】手話による観光ボランティアの育成

3 意思疎通を図ることに支障がある障害者に対する合理的な配慮の実施の推進に関する事項（条例第7条第2項第3号）

(1) 施策の基本的な方向

平成28年4月1日に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）が施行されたことに伴い、行政機関及び民間事業者においては、障害を理由とする不当な差別的取扱いが禁止され、また、行政機関においては社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行うことが義務づけられ、民間事業者は合理的配慮をするよう努力することが示されました。

これを受けて東広島市では、市民を含む市全体で、合理的配慮の取り組みを推進するための施策を行います。

(2) 推進施策

- ①【全障害者】差別解消支援地域協議会の開催
- ②【全障害者】出前講座の実施などを通じた合理的配慮の推進

4 災害が発生し、又はそのおそれがある場合における障害者の情報の取得に関する事項（条例第7条第2項第4号）

(1) 施策の基本的な方向

災害時に障害者に情報がスムーズに届くような施策を講ずるとともに、避難所において緊急情報の提供に努めます。

(2) 推進施策

- ①【聴覚】聴覚障害者用情報受信装置アイ・ドラゴンの設置
- ②【聴覚】聴覚障害者等インフォメーションサービスによる災害情報の提供
- ③【聴覚】【音声・言語】【知的等】災害時の避難所における、コミュニケーションボードの活用
- ④【聴覚】避難所に手話や要約筆記ができる人を配置する仕組みの構築

5 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項（条例第7条第2項第5号）